

復興業務一覧

1.復興に関連する応急対応

施策1:被災状況等の把握

- (1) 応急対応のための調査
- (2) 二次的被害の拡大防止に関する調査
- (3) 法制度の適用に関する調査
- (4) すまいと暮らしの再建に関する調査

2.計画的復興への条件整備

施策1:復興体制の整備

- (1) 復興組織体制の整備
- (2) 復興本部等の運営

施策2:復興計画の作成

- (1) 復興計画策定体制
- (2) 復興計画の策定

施策3:広報・相談対応の実施

- (1) 広報
- (2) 相談・各種申請の受付

施策4:金融・財政面の措置

- (1) 金融・財政面の緊急措置
- (2) 復興財源の確保
- (3) 復興基金の活用

3.すまいと暮らしの再建

施策1:緊急の住宅確保

- (1) 一時提供住宅の供給
- (2) 応急的な住宅の供給計画の検討
- (3) 応急仮設住宅の建設
- (4) 入居者の募集・選定と入居後のサポート
- (5) 利用の長期化・解消への措置

施策2:恒久住宅の供給・再建

- (1) 住宅供給に関する基本計画の作成
- (2) 公営住宅の供給
- (3) その他各種対策

施策3:雇用の維持・確保

- (1) 雇用状況の調査
- (2) 雇用の維持
- (3) 離職者の生活・再就職支援

施策4:被災者への経済的支援

- (1) 給付金等
- (2) 各種減免猶予等
- (3) 義援金

施策5:公的サービス等の回復

- (1) 公共施設の復旧
- (2) 医療・保健対策
- (3) 福祉対策
- (4) メンタルヘルスケアの充実
- (5) 学校の再開
- (6) ボランティアとの連携

4.安全な地域づくり

施策1:公共土木施設等の災害復旧

- (1) 災害復旧
- (2) 山地災害対策
- (3) 洪水対策
- (4) 津波・高潮対策
- (5) 防災活動体制の強化

施策2:安全な市街地・公共施設整備

- (1) 基盤未整備地域の整備
- (2) 被災宅地・公共施設の移転・嵩上げ

施策3:都市基盤施設の復興

- (1) 道路・交通基盤の復興
- (2) 物流基地・港湾の復興
- (3) 公園・緑地等の復興
- (4) ライフライン施設の復興

施策4:文化の再生

- (1) 文化財等への対応
- (2) スポーツの復興
- (3) 災害記憶の継承

5.産業・経済復興

施策1:情報収集・提供・相談

- (1) 資金需要の把握
- (2) 各種融資制度の周知・経営相談
- (3) 物流の安定・取引等のあつ旋等

施策2:中小企業の再建

- (1) 再建資金の貸付等
- (2) 事業の場の確保
- (3) 観光振興

施策3:農林漁業の再建

- (1) 再建資金の貸付等
- (2) 農林漁業基盤等の再建

※復興手順書の構成

2.分野別復興施策 2.2安全な地域づくり

施策コード	4-3-1	施策名	施策3:都市基盤施設の復興
項目	(1)道路・交通基盤の復興		
概要	道路及び交通基盤は、住民の生活と地域の産業経済を支えているものであり、交通機能が長期に渡り停止すると生活再建・事業再建に大きな影響を与えることから、迅速な復旧を図る。被害を受けたことで、防災上の課題が明らかになった場合には、原型復旧のみならず耐震性の強化や災害に強い交通ネットワークの構築など、必要な復興事業を行う。		

復興業務名・業務概要を記載・

●業務項目・手順等

内容	担当部局	期間																	
		2週間	1か月	2か月	4か月	6か月	1年	2年	3年	8年									
①復旧・復興方針の策定	耕地課, 道路管理課, 道路整備課																		
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○被害調査 管理する道路について被害調査を行い、被害状況及び調査結果を共有するよう体制を整備する。鉄道施設についても、事業者と情報を共有できるように連携体制を整備する。 ○道路に関する方針の策定 ・機能回復の迅速性を重視し、現状復旧を図る。 ・既存の中長期的な施設整備計画を踏まえ、計画の前倒し実行による復興を図る。 ・既存の中長期的な施設整備計画そのものを見直し、新たに整備計画を作成し復興を行う。 ○被害状況や応急・復旧活動に必要な路線等の緊急性の検討、地域特性、関係公共施設関係者の意向等を勘案し、道路の復旧・復興方針を決定する。 																		

各業務を実施するための手順。手順ごとに担当課、業務の実施期間、手順の内容を記載。

内容	担当部局	期間																	
		2週間	1か月	2か月	4か月	6か月	1年	2年	3年	8年									
②迅速かつ円滑な復旧事業の実施	耕地課, 道路管理課, 道路整備課																		
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○原状復旧を行うと決定した路線については、迅速かつ円滑に復旧事業を行う。 ○施設の構造等に防災上の問題点が明らかになった場合は、耐震性の強化のための工法の見直しなど、可能な限り改良復旧(復興)に努める。 ○復旧事業を行う順序については、応急対策・復旧対策への活用性といった緊急性を考慮して決定する。 ○復旧にあたり復旧予定時期を住民に周知する。 																		

内容	担当部局	期間																	
		2週間	1か月	2か月	4か月	6か月	1年	2年	3年	8年									
③災害に強い交通ネットワークの構築	耕地課, 道路管理課, 道路整備課																		
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画道路 渋滞等の従前の課題に対応するとともに、市街地・集落地の整備事業と調整しつつ整備を進める。 道路の代替性の確保や多様な交通手段が円滑に連結される交通ネットワークの構築等を考慮した上で、災害に強い交通ネットワークの構築を目指す。 県や広域の道路整備計画との整合を図りながら、格子状や放射状などの幹線道路網の形成を図る。また、駅や主要施設等と連結する交通網の構築を検討する。 被災した沿道の市街地・集落地と一体となった整備を行う。 ○既存道路の改修 復旧や整備を行う道路に加え、連結する既存道路について耐震性の強化等の改修を行う。生活道路に関しては、市街地・集落地の整備に併せて、狭隘道路や行き止まり道路の改善など道路環境の安全性・快適性の向上を図る。 道路の点検を行い、必要箇所については耐震性の強化を図る。 																		

内容	担当部局	期間																	
		2週間	1か月	2か月	4か月	6か月	1年	2年	3年	8年									
④より快適な道路空間の整備	道路管理課, 道路整備課																		
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○整備の留意点 防災性の向上に加え、市街地の道路空間が快適なものになるよう「人」「環境」「景観」に配慮し、個性ある道路整備を行う。 高齢者や障害者等が歩きやすいよう、歩道の拡幅や段差の解消に配慮する。 透水性舗装や沿道・法面の緑化を推進し環境に配慮した整備を行う。 																		

耕地課

●事前準備(平時にやるべきこと)	
<ul style="list-style-type: none"> 各所管施設の点検 情報共有のための連絡体制の構築 復旧・復興に関する法律や補助事業等について事前に調査及び抽出し、事業実施のために必要な手順を明確にしておく。 	
●留意事項	
<ul style="list-style-type: none"> 災害復旧事業は、基本的に現状復旧であるため被災前の状況を正確に把握しておく必要がある。 災害査定前に復旧工事実施の必要性が高い場合には、事前着工を行い、都市機能の早期回復や被災地の安全確保を図る。 「大規模災害からの復興に関する法律」(平成25年法律第55号)において、被災地方公共団体の要請及び当該被災地方公共団体における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、道路工事について、被災地方公共団体に代わり国または都道府県が代行できることが明記されている。 損壊した道路舗装の補修が復興交付金(効果促進事業)の対象となることが明記されている。 	
●関係機関との調整	
関係機関	調整事項
高知県農業基盤課	被害状況等の報告、情報共有、復興対応での連携
●関連する法令、計画、資料等	
<ul style="list-style-type: none"> 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 	

担当課ごとに、本業務を実施するための事前準備等を記載。

道路管理課

●事前準備(平時にやるべきこと)	
<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路等の防災拠点に至るルートを把握しておく。 各所管施設の点検・整備。 情報共有のための連絡体制の構築 	
●留意事項	
<ul style="list-style-type: none"> 災害復旧事業は、基本的に現状復旧であるため被災前の状況を正確に把握しておく必要がある。 災害査定前に復旧工事実施の必要性が高い場合には、事前着工を行い、都市機能の早期回復や被災地の安全確保を図る。 「大規模災害からの復興に関する法律」(平成25年法律第55号)において、被災地方公共団体の要請及び当該被災地方公共団体における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、道路工事について、被災地方公共団体に代わり国または都道府県が代行できることが明記されている。 損壊した道路舗装の補修が復興交付金(効果促進事業)の対象となることが明記されている。 	
●関係機関との調整	
関係機関	調整事項
高知県道路課	被害状況等の情報共有
高知土木事務所	被害状況等の報告、情報共有、復興対応での連携
●関連する法令、計画、資料等	
<ul style="list-style-type: none"> 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 道路法 高知市地域防災計画 	

道路整備課

●事前準備(平時にやるべきこと)	
<ul style="list-style-type: none"> 避難路や緊急輸送路確保のために橋梁の耐震化や崩土の防止等必要な施設の整備を実施する。 復旧・復興に関する法律や補助事業等について事前に調査及び抽出し、事業実施のために必要な手順を明確にしておく。 	
●留意事項	
<ul style="list-style-type: none"> 災害査定前に復旧工事実施の必要性が高い場合には、事前着工を行い、都市機能の早期回復や被災地の安全確保を図る。 災害復旧事業の代行について、市の要請及び市における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、市に代わり国または都道府県が代行できることが「大規模災害からの復興に関する法律」(平成25年法律第55号)に明記された。 損壊した道路舗装の補修は復興交付金(効果促進事業)の対象となる。 	
●関係機関との調整	
関係機関	調整事項
高知県道路課	被害状況等の情報共有
高知土木事務所	被害状況等の報告、情報共有、復興対応での連携
●関連する法令、計画、資料等	
<ul style="list-style-type: none"> 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 道路法 高知市地域防災計画 	